

# 加工の事業に係る廃止措置について (追加質問への回答)

令和元年11月18日

日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター

### 指摘事項 (本文4. 解体の対象となる施設及びその解体の方法)

廃棄物貯蔵庫ですが、ドラム缶が廃棄設備となっていないことは承知しましたが、廃棄物貯蔵庫自体は固体廃棄施設若しくは設備として許可を取得していないのでしょうか。こちらの疑問点としては、廃止措置計画における表4-2(2) 廃棄物貯蔵庫の表において、建物の行の下に、施設区分「放射性廃棄物の廃棄施設」、設備等の区分「固体廃棄物の廃棄設備」、主な設備名称「廃棄物貯蔵庫」という行が入らないのはなぜか。

- 既許可では、廃棄物貯蔵庫を含め表3-6及び表4-2に記載した建物は「建物の構造」として区分している。
- 既許可の記載を踏まえ、表3-6及び表4-2は建物ごと（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）に区分し、建物とその建物内に設置している設備としている。
- 原子炉等規制法上、廃棄物貯蔵庫は、放射性廃棄物の廃棄施設であることから、以下のような記載に変更した補正を行う。

### 【補正案】

#### 3. 廃止措置対象施設及びその敷地

##### 3.2 廃止措置対象施設の状況

##### 3.2.2 廃棄物貯蔵庫

放射性廃棄物の廃棄施設である加工施設の廃棄物貯蔵庫では、臨界管理が必要な使用済NaF収納ドラム缶を除く放射性固体廃棄物の保管を昭和63年から継続している。

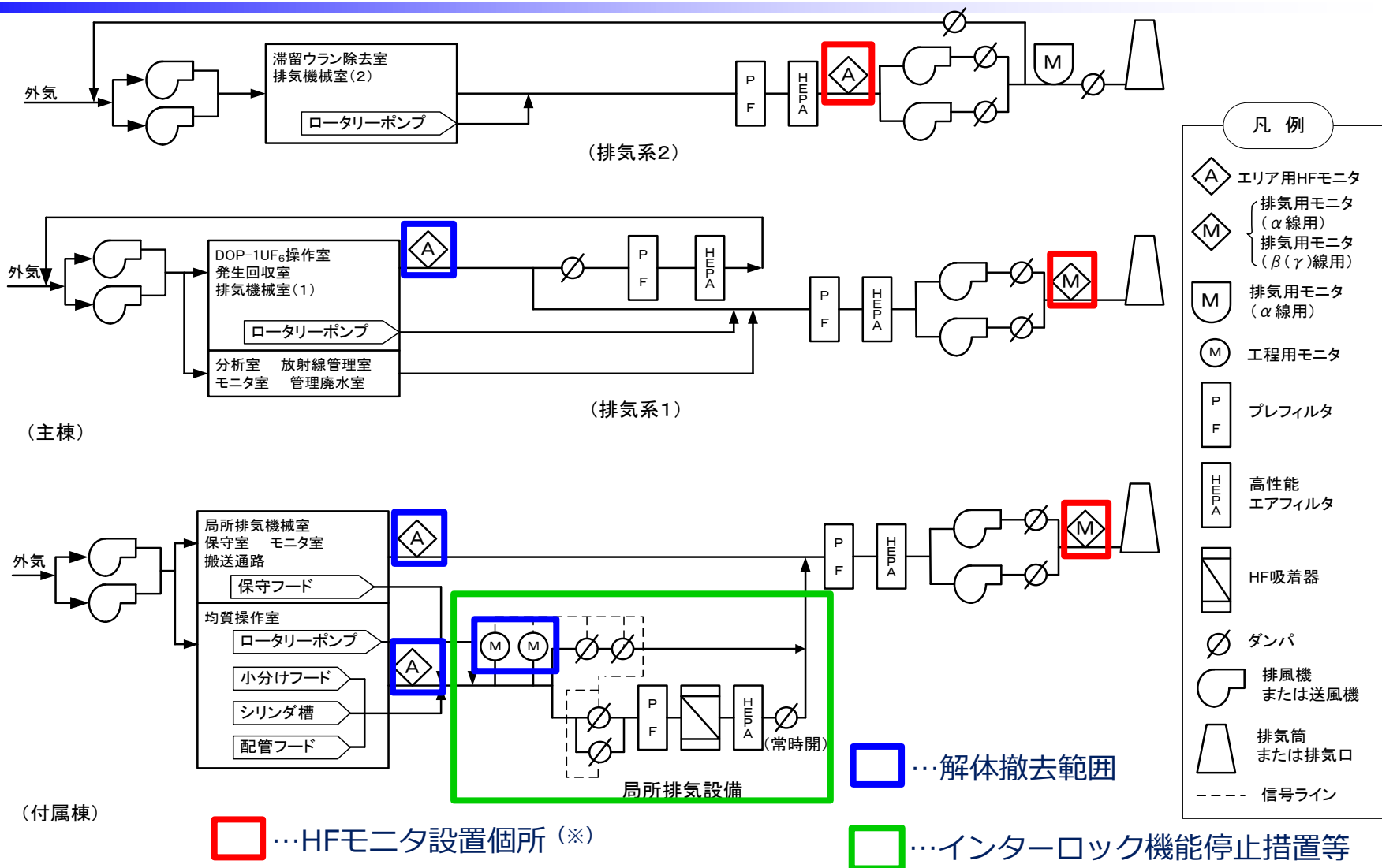
指摘事項（本文4. 解体の対象となる施設及びその解体の方法）

HFモニタの場所と第1段階の解体撤去作業におけるHFのモニタリングはどのようにするのかという点について説明をお願いします。

第1段階の解体撤去作業において、主棟排気系1のエリア用HFモニタ:1台、付属棟のエリア用HFモニタ:2台及び工程用HFモニタ:2台を撤去する。

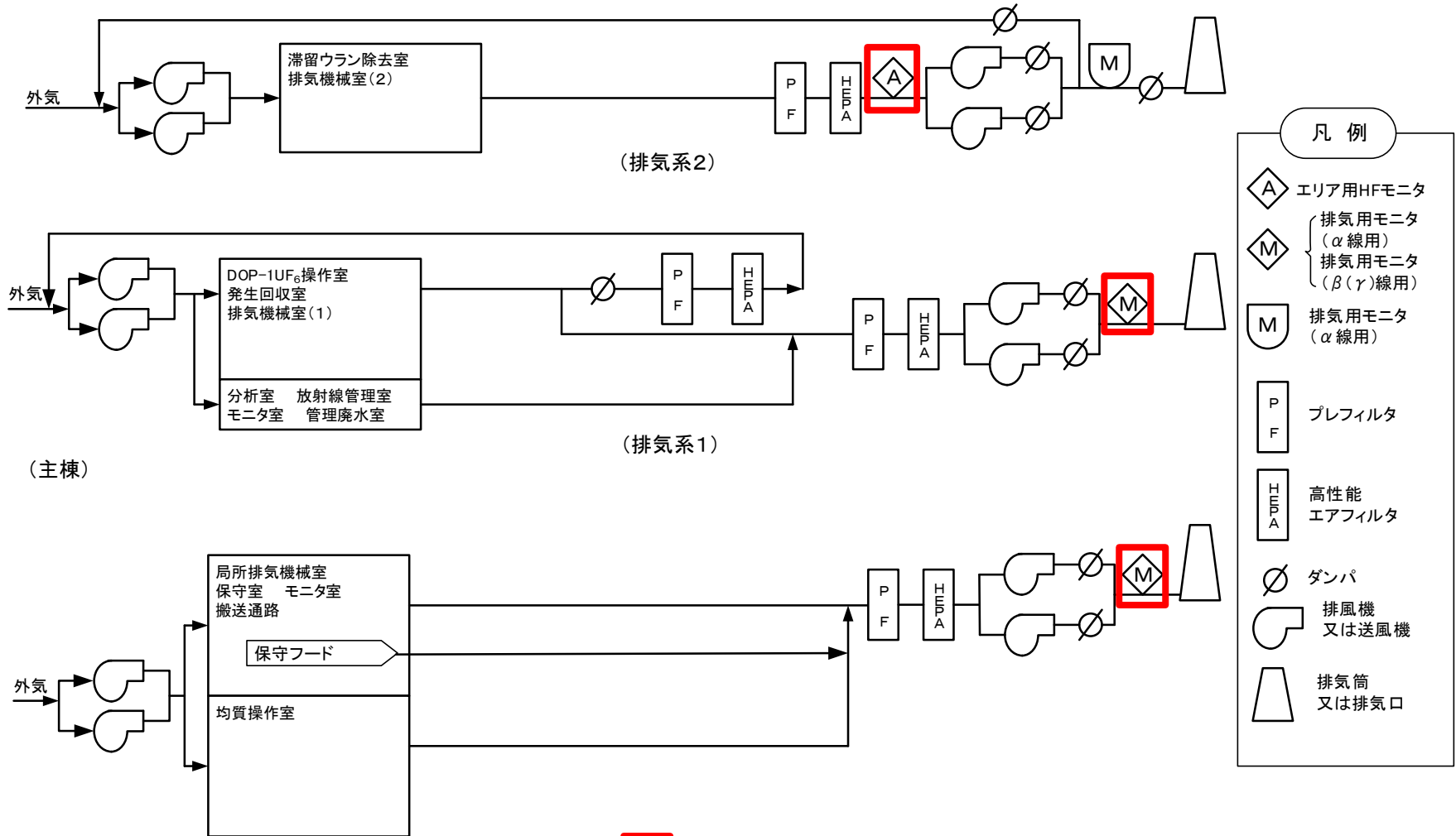
解体する設備・機器内のUF<sub>6</sub>は既に除去した状態であり、UF<sub>6</sub>と空気中の水分の化学反応で大量のHFが発生する可能性はないと考えているが、汚染拡大防止囲い内で行う塔槽類の解体撤去時には移動式のダストモニタ及びHFモニタを設置し適時モニタリングを行い、作業環境中の放射性物質濃度及びHF濃度を監視していく。

また、建物から放出される排気については、それぞれの系統の排気口近傍に設置されている排気用モニタ及び排気用HFモニタで放出される放射性物質濃度及びHF濃度を監視する。



(※) 主棟及び付属棟の排気用モニタにはHFモニタが含まれているが、核燃料物質を検出するモニタではないことから、許可上の系統図には記載していない。インターロック機能を持った工程用及びエリア用HFモニタは許可上の系統図に記載している。

## 給排気系統図 (加工事業許可申請書)



(付属棟) (※) 主棟及び付属棟の排気用モニタにはHFモニタが含まれているが、核燃料物質を検出するモニタではないことから、許可上の系統図には記載していない。インターロック機能を持った工程用及びエリア用HFモニタは第1段階で撤去する。